

● 第2節 結婚・家庭生活観 ●

1 結婚

平成21年の「男女共同参画社会に関する世論調査」から、結婚についての考え方についてみると、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について、賛成（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が70.0%と、平成14年の72.2%と比べてもほとんど差がありません。

男女別にみると、女性が73.5%、男性が66.1%と女性が男性を上回っています。

(図表4-2-1)

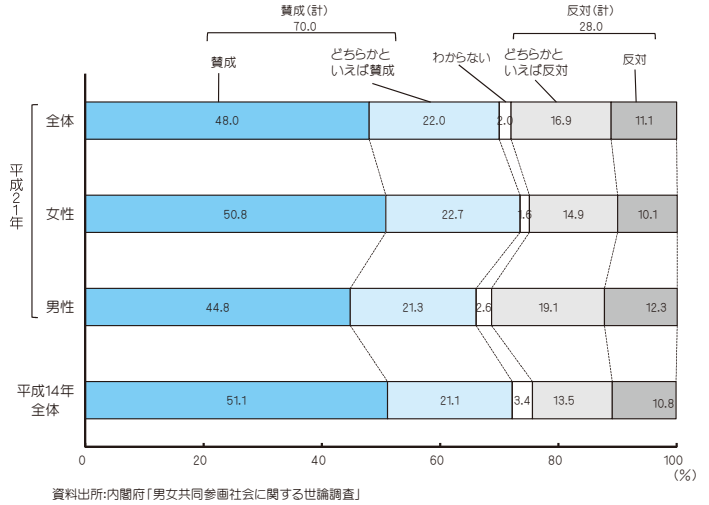
次に、平成21年の「世界青年意識調査」から、「結婚すべきだ」と「結婚したほうがよい」の合計は、女性が77.0%、男性が77.7%とほとんど差がありません。

(図表4-2-2)

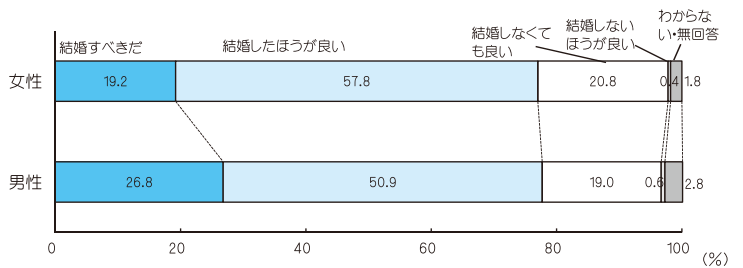
また、結婚したほうがよい理由としては、「精神的な安らぎの場が得られる」が男女とも最も高くなっており、特に女性が82.1%と男性に比べ16.5ポイントも高くなっています。次いで、女性では「親を安心させたり周囲の期待にこたえられる」61.4%、男性では「愛情を感じている人と暮らせる」63.9%などとなっています。

(図表4-2-3)

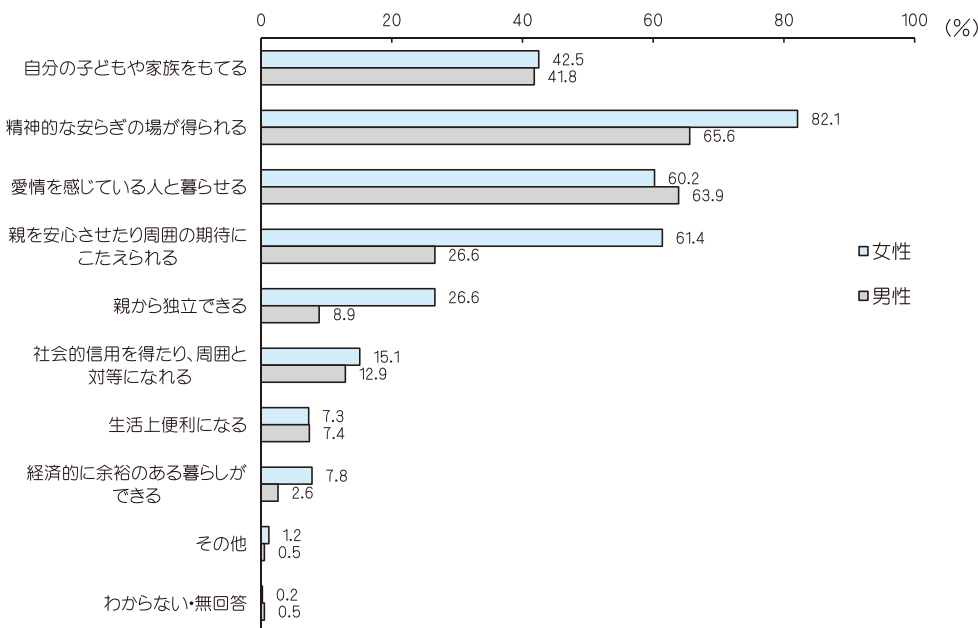
図表4-2-1 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよいという考え方(全国)



図表4-2-2 結婚についての考え方(全国)



図表4-2-3 結婚したほうがよい理由(全国)



注1)平成19年11月1日時点で、18歳から24歳までの青年を対象とした

注2)複数回答

資料出所:内閣府「世界青年意識調査」(平成21年)

2 家庭生活

平成20年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」から、仕事、家庭生活、地域・個人の生活のどれを優先したいかについてみると、女性の希望の優先度は、「家庭生活」が最も高く、次いで「仕事と家庭生活」となっているが、男性は「仕事と家庭生活」が最も高く、次いで「家庭生活」となっています。

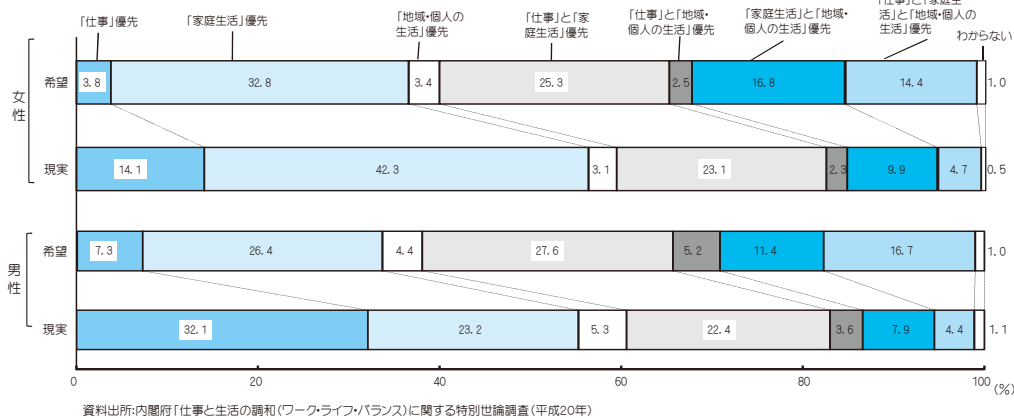
また、現実の優先度は、女性では「家庭生活」が最も高くなっており、希望を9.5ポイント上回っています。男性では「仕事」で希望を24.8ポイントも上回っており、希望と現実のギャップが生じています。

(図表4-2-4)

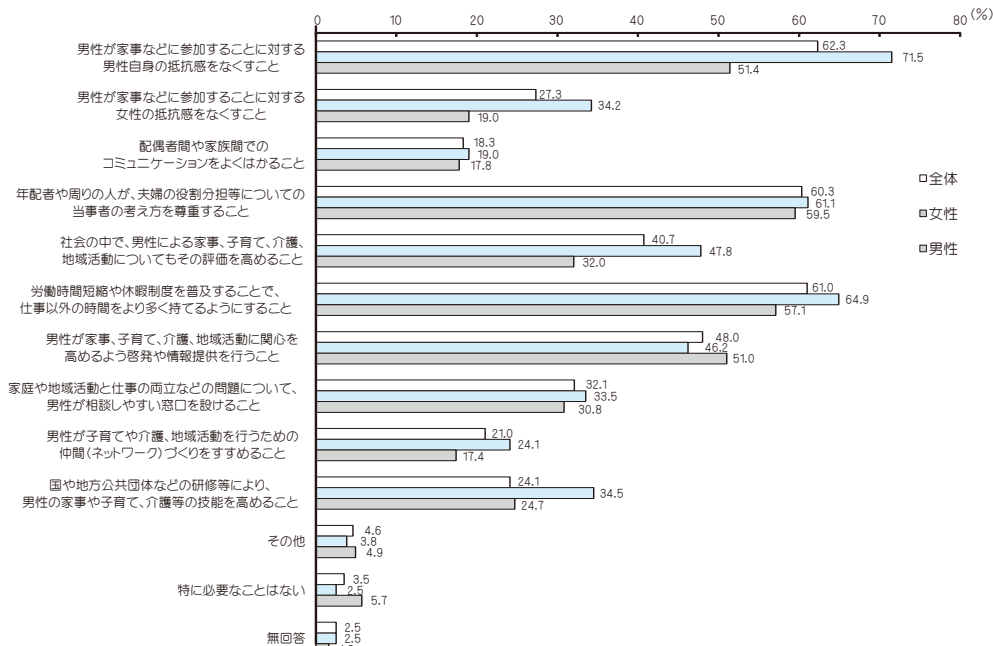
第3章第1節でみてきたように、女性の就業については、肯定的にとらえる意識が広がっていますが、家庭内において営まれる育児、介護、家事など無償労働も生活にとって欠くことができないものであり、家事、育児、介護などの責任は男女が共に担うことが求められます。

平成23年度の「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」から、男性が家事、子育て、教育などに参加するために必要なことについてみると、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が62.3%と最も高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」61.0%などとなっています。（図表4-2-5）

図表4-2-4 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のどれを優先したいか（希望・現実）(全国)



図表4-2-5 男性が家事、子育て、介護等に参加するために必要なこと(北海道)



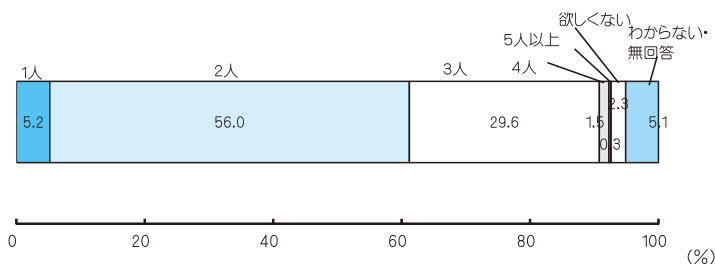
● 第3節 育児 ●

1 子育て観

平成21年の「世界青年意識調査」から、理想とする子どもの人数をみると、「2人」が56.0%と最も多く、次いで、「3人」29.6%、「1人」5.2%などとなっています。

(図表4-3-1)

図表4-3-1 理想とする子どもの人数(全国)

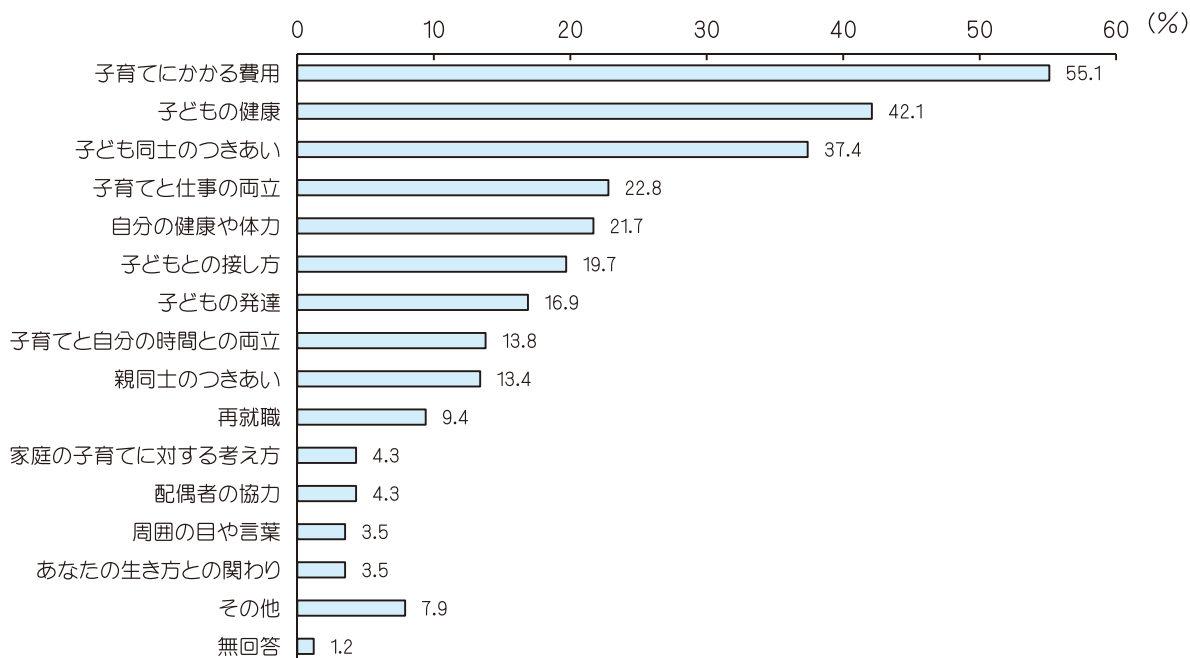


注)平成19年11月1日時点で、18歳から24歳まで青年を対象とした
資料出所:内閣府「世界青年意識調査」(平成21年)

平成20年度の「道民意識調査」から、子育てで心配や不安に思うことについてみると、「子育てにかかる費用」が55.1%と最も多く、次いで「子どもの健康」42.1%、「子ども同士のつきあい」37.4%などとなっています。

(図表4-3-2)

図表4-3-2 子育てで心配や不安に思うこと(北海道)



注1)0歳から小学校までの子どもがいる方を対象とした

注2)複数回答

資料出所:道総合政策部「道民意識調査」(平成20年度)

2 子どもと家庭を取り巻く環境

第1章第1節及び第3節でみてきたように、平成22年の本道における年少人口（0歳～14歳）は65万7千人で、全人口に占める割合は年々減少しています。（資料2（P70））

出生数も近年大幅に減少し、平成22年には、大正、昭和、平成をとおして最も少ない40,158人となり、合計特殊出生率も1.21となりました。（資料6（P74））

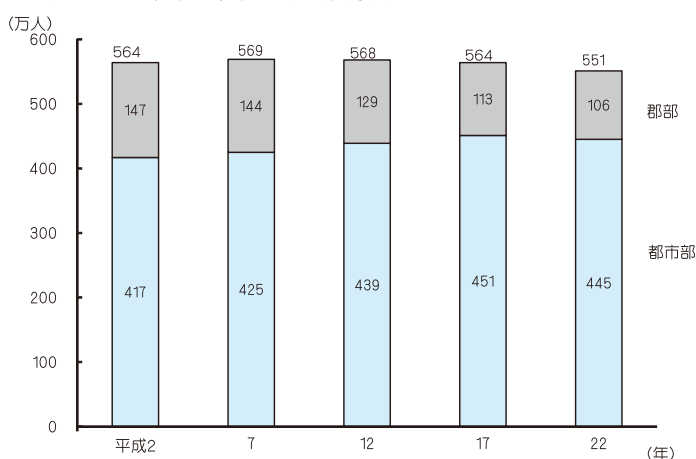
このような少子化の進行は、子ども同士のふれあう機会の減少などにより、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身の成長への影響と、将来的に生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下など、社会全体への影響が懸念されています。

また、平成22年の「国勢調査」から、市部、郡部の人口をみると、市部は約445万人で全人口の80.8%、郡部は約106万人で19.2%となっており、平成12年から10年間に、市部では1.4%増加し、郡部では17.8%減少しています。（図表4-3-3）

都市化の進行によって、地域の間人関係が希薄化していくとともに、子どもの安全な遊び場が不足する傾向にあります。一方、過疎化が進行している地域では、子どもの数も大幅に減少してきています。

次に、子どもや家庭の状況をみると、第1章第2節でみてきたように、平成22年の本道の核家族世帯は139万世帯で、一般世帯に占める核家族世帯の割合は6割を超えており、このような核家族化は子育ての実践的な知識や方法が継承されにくいなど、子育てに関する家族の支援を得ることが難しくなっています。（資料4（P72））

図表4-3-3 市部と郡部の人口(北海道)



資料出所:総務省「国勢調査」

3 保育

保育所は、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を日々保育することを目的とした児童福祉施設であり、平成22年度の本道における保育所数は845か所、定員数は約6万7千人となっています。

昭和40年代、経済の高度成長に伴い、都市化や核家族化が進み、女性労働者が増加するなど社会情勢は大きく変化しました。このため保育に対する需要も増え、保育行政も保育所の整備促進に重点を置いたことから、保育所は急激に増加し、また女性の社会進出の増加や障害者施策の推進に対応して、「乳児保育」や「障害者保育」といった特別保育が制度化されました。

昭和50年代の中ごろには、就労形態の多様化に対応した「延長保育」、平成2年にはパートタイム労働者等による断続的な保育需要や傷病等による緊急的な保育需要に対応するための「一時的保育事業」も創設されました。

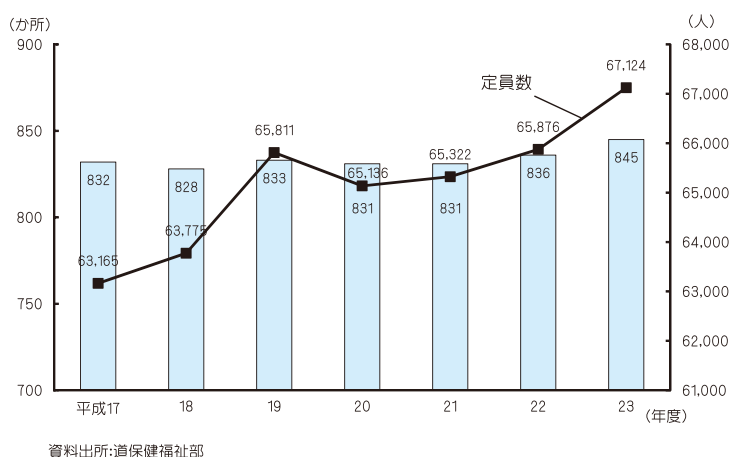
〔資料29（P97）〕

しかし、昭和60年代に入って、出生率の低下により乳幼児数が減少したことなどから、保育所定員は減少に転じることとなりました。（図表4-3-4）

平成6年12月には国において、少子化への対応の必要性から「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（エンゼルプラン）」が策定され、社会全体での子育て支援策を総合的、計画的に促進することとなりました。

北海道においては、平成16年10月に、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定するとともに、平成17年度から条例の実施計画である「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を策定し、総合的な少子化対策に取り組んでいます。

図表4-3-4 保育所数と定員数の推移(北海道)



4 児童の育成

近年、核家族化の進行、女性の就労の増加などに伴う放課後児童の増加等、児童の健全育成上様々な問題が生じており、児童福祉の立場から課題となっています。

児童館や児童センターは、地域において児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子供会等の地域活動の拠点にもなっています。

地域子育て支援拠点事業(*)の実施数は、平成22年度に道内に242か所あります。

(図表4-3-5)

放課後児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(放課後児童)等を対象に、児童の保護及び遊びを通しての育成、指導を行うためのクラブであり、児童館や学校、公民館などの空き部屋を利用して行っています。平成22年度では道内に868クラブあり、年々増加の傾向にあります。

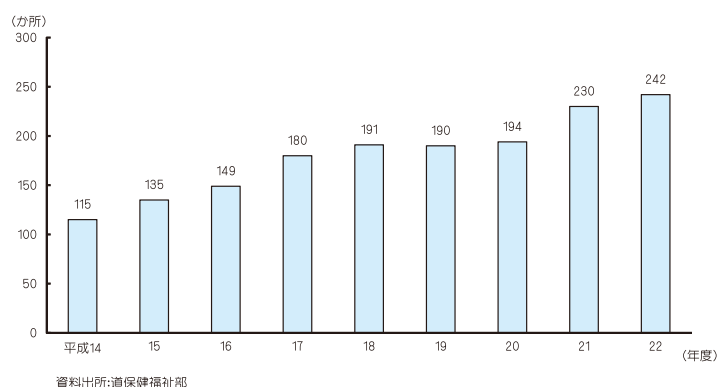
(図表4-3-6)

児童相談所は、すべての児童が心身ともに健やかに育てられるように、児童のあらゆる相談に応じる機関で、道内では8か所設置されています。各児童相談所には、専門知識を有する職員が配置され、関係機関との連携を保ちながら、電話相談のほか調査、判定、援助及び施設への保護措置を行っています。

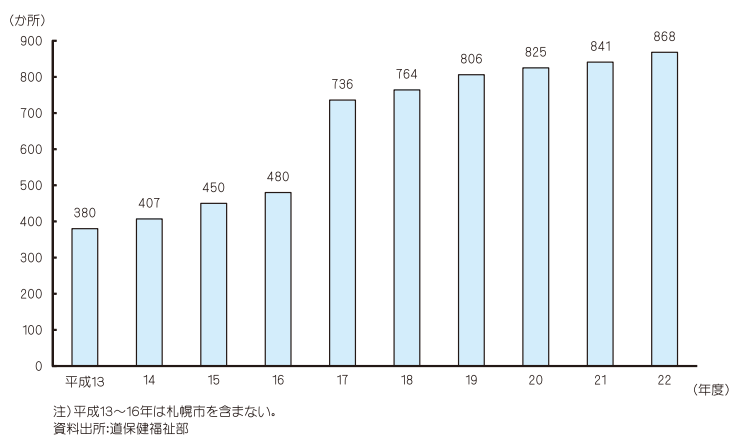
* 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談に応ずる。センター型、ひろば型、児童館型の3種別で、住民の身近なところで地域の子育てを支援する。

図表4-3-5 地域子育て支援拠点事業実施数の推移(北海道)



図表4-3-6 放課後児童クラブ数の推移(北海道)



● 第4節 介護 ●

1 高齢者の介護の状況

本道の人口の高齢化は急速に進んでおり、平成32年には4人に1人が高齢者となる高齢社会を迎えます。

平成22年の「国民生活基礎調査」からみると、65歳以上の要介護者の約7割を女性が主に介護を担っています。（図表4-4-1）

次に、「65歳以上の要介護者等と同居する主たる介護者」については、女性は「配偶者」と答えた人の割合が最も多く37.8%、次いで、「子どもの配偶者」33.6%、「子ども」24.6%となっています。男性では「子ども」が最も多く50.8%と過半数を超えており、次いで、「配偶者」45.2%となっています。

（図表4-4-2）

また、同居している主な介護者について年齢構成をみると、60歳以上の占める割合が女性60.9%、男性64.8%を占めており、介護者自身も高齢となってきています。

（図表4-4-3）

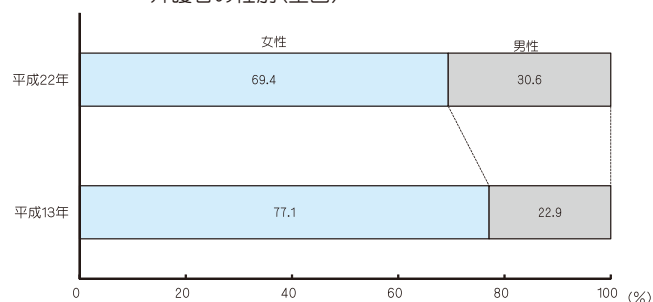
さらに、介護者の介護にかかる時間をみると、「ほとんど終日」というのが女性が23.9%、男性が20.2%となっており、介護にかかる負担が大きくなっています。

（図表4-4-4）

また、介護期間も3年以上が42.4%を占め、介護が長期化していることを示しています。

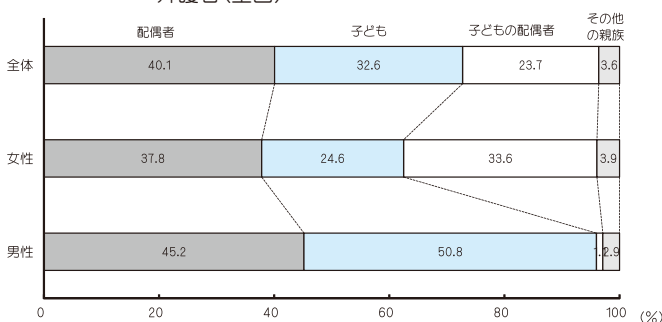
（図表4-4-5）

図表4-4-1 65歳以上の要介護者等と同居する主たる介護者の性別(全国)



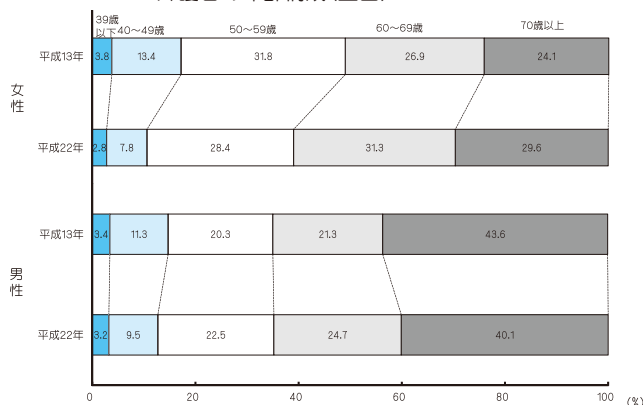
資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表4-4-2 65歳以上の要介護者等と同居する主たる介護者(全国)



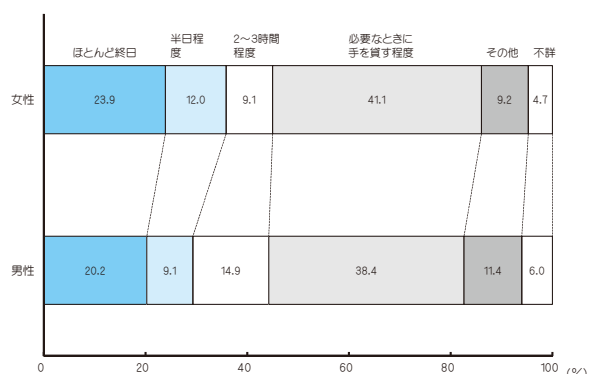
資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

図表4-4-3 65歳以上の要介護者等と同居する主たる介護者の年齢構成(全国)



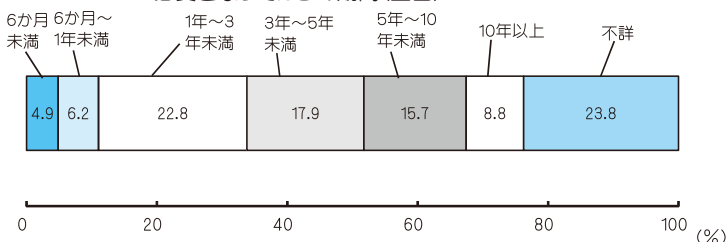
資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表4-4-4 65歳以上の要介護者等と同居する主たる介護者の介護にかかる時間(全国)



資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

図表4-4-5 65歳以上の者について手助けや見守りが必要となつてからの期間(全国)



資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

